

1 いじめの定義、内容、要因、解消といじめに対する本校の基本的な考え方

いじめと定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と、一定の人的関係にある他生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。（北海道子どもいじめ防止に関する条例第2条）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断するものである。上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNSやインターネットで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要がある。

いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらし要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が

止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ・学校と家庭が協力して、指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを伝える。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①身だしなみ・あいさつ運動
- ②生徒総会等を利用した、生徒が主体的に取り組む活動
- ③全校集会における講話／メッセージ動画づくり
- ④生徒会活動におけるポスター等の作製、掲示による啓発活動

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的・対話的に取り組む深い学びの充実
- ・作業学習、体力づくりなどの学習を中心とした将来につながる心身の育成

②人との関わり方を身に付けるための学習場面の設定

教育活動全般で、人のかかわり方を身につける学習場面（SSTなど）を取り入れ、自分と他人では思いや考えが違うことに気づき、自他を大切にする中から自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送る。

③個別的教育プラン（フェイスシート、個別の指導計画、教育支援計画、移行支援計画）などの活用 個別的教育プランの各項目の内容を生かし、指導方法等を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動において、道徳教育及び体験活動の推進を行う。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ② 「いじめの早期発見のためのチェックシート」などを活用し、様子がおかしいと感じる生徒がいる場合には学年会や舍務会議、生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、ホームルーム担任、室担、養護教諭や学年主任、生徒指導部、研修・指導部等が連携し、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「いじめに関するアンケート調査」を年3回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - ⑤ 別紙「取組の年間計画」（学校いじめ防止プログラム）を参考としながら、計画的に対応する。
 - ⑥ 別紙「いじめの問題への対応チェックシート」を活用し、本校の体制を確認していく。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめ問題を発見したときには、ホームルーム担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教師が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 周囲の状況などを踏まえて、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
 - ⑥ いじめの解消については、相当の期間（少なくとも3ヶ月）いじめに係わる行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを判断基準として対応する。
 - ⑦ 校内研修体制を充実させ、いじめの定義などの基本的な理解だけではなく、事案対処等、未然防止にかかわる知識の研鑽に努める。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるときにも、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況を想定し、「子ども相談支援センター」（0120-3882-56）等のいじめ問題などの相談窓口を周知する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織「学校いじめ対策組織」

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

月1回の委員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。また、翌日の朝打ち合わせ等において、全職員に情報の提供を行う。

②臨時「生徒指導委員会」

いじめに関する対応を実効的に行うため、生徒指導対策委員に、教育相談担当コーディネーター、当該学年主任、当該ホームルーム担任（室垣）を加え、必要に応じて、臨時「生徒指導委員会」を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織／緊急「生徒指導対策委員会」

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導対策委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導委員 ・教育相談担当コーディネーター
- ・当該学年主任 ・当該ホームルーム担任（室垣）
- ・スクールカウンセラー
- ・PTA三役 ・学校評議員 ・学校医
- ・心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者
- ・警察官経験者など外部の専門家

5 いじめの重大事案について

いじめの重大事案とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
 - 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

重大事案発生時の学校の対応について

学校は、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告

学校は、いじめられて重大事態に至った という児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

6 その他

(1) 本基本方針については、北海道いじめ防止基本方針の改定などに準じて、適切に見直しをおこなう。

(2) 改訂

平成30年7月一部改訂

令和5年7月一部改訂

令和7年9月一部改訂

北海道白樺高等養護学校：いじめ早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

【いじめの報告】

○把握者→（学級担任、舎室担任等）→各学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導対策委員、寄宿舎生活部→教頭（主幹）→校長

いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の開催

【事実確認及び指導方針の決定（各学年部会、舎務会議、生徒指導委）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ 指導方針や指導方法の決定
- ☐ 対応チームの編成及び役割分担
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ SCや関係機関との連携の検討

【いじめへの対処（各学年部会、舎務会議、生徒指導委）】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関への相談（北海道教育委員会、厚別警察署、児童相談所など）
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCの派遣要請

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校 寄宿舎	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚する等、謝罪の気持ちを醸成する。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付く。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめを無くすため、より良い学級や集団をつくることの大切さを自覚する。
家庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して委後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめの解消の判断（いじめの解消の要件）

- ①被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ②被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ SCなど外部の専門家の活用 ○学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級・舎室経営の充実 ☐ 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ 分かる授業の展開や、認め励まし伸ばす指導、自己肯定感を高める指導など、授業改善の取組 ☐ 生徒会執行部を中心に、生徒主体の活動を通じた啓発的な取組の充実 ☐ SNS、情報モラルにかかわる指導	○家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 ☐ 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
---	---	---

○改訂

令和5年11月改訂

令和7年9月改訂